

放課後児童クラブにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

全国各地で過去最高の感染者数を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大しており、本県の放課後児童クラブでもクラスターが発生するなど、今まで以上に感染拡大予防を徹底することが重要となってきています。

このような状況を踏まえ、このたび、新型コロナウイルスの感染予防に努めながら放課後児童クラブを継続的に開所できるよう、感染予防の取組を整理しました。

市町村・各放課後児童クラブの実情等に合わせて、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組の参考として御活用ください。

なお、当該ガイドラインは、あくまで目安として御活用いただくもので、感染拡大の状況に合わせた市町村・各放課後児童クラブにおける対応や判断を妨げるものではありません。

※この対策例は令和3年9月14日時点の厚生労働省等の資料を基に作成したものであり、最新の情報に基づき適宜更新していきます。

1 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、主に飛沫感染と接触感染です。そのため、飛沫感染と接触感染の防止を中心に、現在各施設において実施している各種感染対策に加え、各施設の状況に応じて、持続して実施可能な感染対策方法について、本ガイドラインを参考に検討していただき、放課後児童クラブ全体の感染対策を向上させていきましょう。

また、発熱や咳、咽頭痛などの風邪症状や体調不良（以下、「体調不良等」という。）の場合は、利用児童・放課後児童支援員及び補助員（以下、「支援員等」という。）とも登所・出勤しないことを徹底し、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが最も重要であることに留意しましょう。

なお、支援員等が主に出入りする専用区画、休憩室、トイレなどでも、換気、マスク着用、手洗い・手指消毒、共有物の消毒、フィジカルディスタンスを意識して3密を回避し、支援員等同士の感染対策を徹底しましょう。

区分	感染拡大予防の基本
最重要事項	体調不良等の場合は、利用児童・支援員等とも登所・出勤しない
飛沫感染対策	支援員等や利用児童のマスク等の着用
	適切な換気（常時換気が望ましい）
	可能な限り距離をとった活動
接触感染対策	正しい手洗い・手指消毒
	共用する物品・場所の消毒



2 開所の方法

3密の状態とならないよう、実施主体又は委託者である各市町村と連携して、学校施設（教室、体育館、校庭等）等の活用を行うなど、感染リスクの低い開所方法を検討しましょう。

また、体調不良児の発生を想定して、体調不良児が休養できる部屋、スペース及び物品（使い捨てできるシーツや使い捨て手袋、フェイスシールド、ガウン等）をあらかじめ準備しておきましょう。

班分けについては、万が一の感染拡大に備え、影響が最小限になるよう同学年同士とするなど検討し、対応してください。

3 換気の方法

換気は、エアコン使用時や寒い環境においても可能な限り常時行うことが望ましく、換気設備がある場合は、常時運転させてください。換気設備がない場合は、2方向の窓を同時に開けて空気の流れ

を作って吸込口（入口）と吸出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。大きく窓を開けられない場合でも、こぶし程度開き、空気の出入口を作っていただくようお願いします。

また、扇風機等を活用して、高所から気にならない程度の風を流したり、低所から外向きに風を逃すなども効果的です。常時換気が難しい場合でも、30分に1回以上、5分程度の換気をしましょう。CO₂モニターを設置して換気状況を確認することも検討しましょう。一般的には1000ppm以下が望ましいとされています。

冬は換気により室温が低い状態（冬の室温の目安：20～23℃）となることも考えられることから、利用児童の保護者に対して、温かい服装を心掛けていただくよう依頼するなど、柔軟に対応しましょう。また、室温が下がりすぎないように、空き部屋等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し温まった状態の新鮮な空気を専用区画に入れるなど、2段階換気も気温変化を抑えるのに有効です。

冬季の換気のポイントや2段階換気の方法などは、以下のNHKの動画を参考にしてください。

（参考）NHK おはよう日本

冬の換気のポイント（動画54秒）https://www.nhk.or.jp/ohayou/videos/20201120_2/

寒い季節の新型コロナ対策（動画1分7秒）<https://www.nhk.or.jp/ohayou/videos/20201109/>

4 正しい手洗い等

新型コロナウイルス感染症対策には、石けんと流水による手洗いが推奨されています。手洗いは30秒以上かけて丁寧に洗いましょう。

（1）正しい手の洗い方



（2）手洗いのタイミング

利用児童・支援員等ともに、以下の6つのタイミングにしっかりと手洗いを実施しましょう。帰宅の際にも手洗いを実施し、家庭への感染予防にも努めましょう。

また、6つのタイミング以外にもトイレスリッパなどの飛沫物が付きやすいものを触った後には、手洗いをする習慣を身に付けましょう。

手洗いの6つのタイミング



(3) タオルについて

手洗い後の接触感染を避けるため、タオルの共有は避けましょう。手洗い時には、ペーパータオルを使用することが理想的です。常用が難しい場合でも、感染症流行期にはペーパータオルを使用することが望ましいです。

ペーパータオル等を捨てるゴミ箱は、足踏み式等で密閉ができるふた付きのゴミ箱を用意することが望ましいです。

また、ゴミの回収に当たっては、手袋及びフェイスシールドを着用し、集めたゴミが入った袋は密封してください。また、作業後は、必ず手洗いを実施してください。

(4) 石けんの種類

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（以下、厚生労働省ガイドライン）」において、固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすい点が指摘されていることから、固形石けんを使用している放課後児童クラブは、液体石けんなどへの転換を検討してください。

5 利用児童の衛生習慣等について

新型コロナ感染症対策を日々の活動で徹底しましょう。利用児童のマスクの着用は、100%の着用を目指しましょう。咳エチケットや手洗い、マスク着用等を通じて、利用児童に衛生習慣が身に付くことは、子どもが自ら健康で安全な生活を作り出す力にも繋がります。利用児童にも正しく感染対策がとれるよう参考資料（14頁参照）のイラスト等を活用し、わかりやすい感染対策の呼びかけをお願いします。なお、気候の状況等により、熱中症などの健康被害等が発生する恐れがあると判断した場合は、マスクを外すようにしてください。

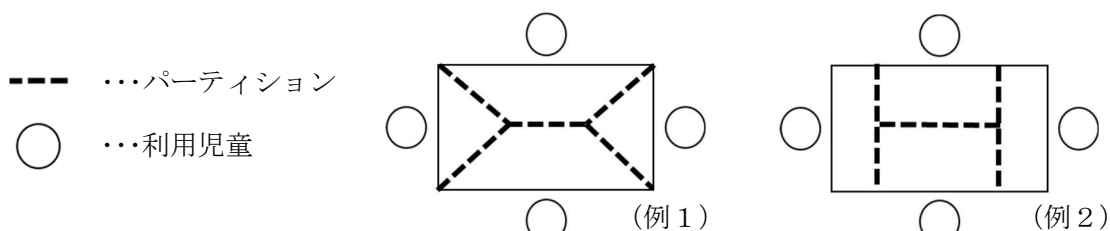
また、目の粘膜組織である「結膜」からも感染することがあるので、不用意に目を触らないよう利用児童に周知してください。

利用児童は、まず石けん流水による手洗いをしっかり行い、体温測定、手指消毒を経てから専用区画に入室することが望ましいです。

その他、飲食の際は黙食を心掛け、斜めの位置に座るなど最低でも1m以上、利用児童間の距離を確保することとし、距離が確保できない場合は、次のとおり密にならないように工夫をしましょう。

- ・食事時間を交代制にするなど分散しましょう。
- ・利用児童が向かい合わないよう教室形式で同じ方向を向いて座りましょう。
- ・飛沫防止用のパーテーション・アクリル板を活用しましょう。

(パーテーションの設置例)



感染流行期においては、実施主体又は委託者である各市町村と連携して学校施設（教室、体育館、校庭等）等の活用を行うなどし、利用児童間のソーシャルディスタンスを最低1mは確保しましょう。

6 消毒

多くの利用児童が触れる物品、場所の消毒は日常の衛生管理として、これまでと同様に消毒を行いましょう。消毒方法や消毒液の管理方法などは、実施主体又は委託者である各市町村等に相談しながら適切に実施しましょう。

(1) 多くの利用児童で共有する物品・多くの利用児童が触る場所の検討

日頃の活動内容から、遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーなどの物品や場所を、子どもたちがどのように、どれくらい共有しているか、また、触っているか確認しましょう。

物品や場所などの確認結果を基に、どのように消毒を行うか検討しましょう。頻繁に消毒できない共有の物品等は、使用后3日程度は使用せず、ローテーションして使用することや個人用の物品に変更することも併せて検討してみましょう。

(2) 消毒方法

消毒は、基本的に汚れを落としてから、消毒液でしっかり濡らした状態で実施する必要がありますので留意しましょう。厚生労働省ガイドラインでは、消毒する物品・場所に対応した消毒薬の種類等が記載されていますので参考にしてください。

次亜塩素酸ナトリウム等の消毒作業では、スプレータイプで散布することはウイルスを舞い上げる恐れがあり、吸引したり、目に入ることによって感染リスクとなりますので、消毒液をペーパータオルなどに浸してから拭くなどの対応をお願いします。(県教育委員会の「学校空間の消毒方法について」の動画が参考になりますので、そちらをご参照ください)

9頁以降に、参考として、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール(消毒用エタノール)を基本とした物品・場所等への消毒方法、消毒薬の種類と用途を記載しています。なお、次亜塩素酸ナトリウムの希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することから、使用時に希釈することとし、毎日交換しましょう。

(3) 消毒のタイミング

消毒はこまめに実施することが望ましいですが、特に食事や歯磨き等の飛沫が発生し易い活動の後には必ず実施しましょう。

- ・トイレも含めたドアノブなど、支援員等及び利用児童が頻繁に触る箇所については、時間を決めて消毒を実施しましょう。
- ・床等については、1日に1回以上、閉所前のタイミング等に消毒をしてください。飛沫が発生し易い活動の前に新聞紙やビニールシート等を敷いて活動後に廃棄又は消毒する等の対応も有効です。
- ・遊具、図書など、消毒が困難なものについては、支援員等や利用児童が使用する前後に手指消毒を徹底することも有効です。

7 県内のクラスター発生等を受けて放課後児童クラブの支援員等の皆様に御留意いただきたい事項

各放課後児童クラブにおいては、支援員等から利用児童へ感染させることのないよう格段の配慮をいただいていると思います。引き続き、支援員等同士の感染対策も重視していただき、施設内の感染対策のレベルを全体的に上げていきましょう。

次のとおり支援員等の皆様に御留意いただきたい事項をお示します。

(1) 支援員等はマスク等を着用し飛沫感染対策をしましょう

飛沫が手に付着しただけでは感染しません。マスクを着用することで着用者の飛沫物を大きく減少させ、着用者の口に手指を媒介した接触感染のリスクも下げられます。感染経路を遮断するために、感染予防策として推奨されている不織布マスクを着用しましょう。

また、目から飛沫物が入らないよう飛沫感染防止用のメガネ・ゴーグルやフェイスシールドを着用することも有効です。特に、トイレや手洗い場といった水を使用して掃除を行う場面において、そのような飛沫感染防止用の感染防護具を活用しましょう。

飲食を伴う場面では、マスクを外すのは飲食物を口に入れる時のみとし、マスクを外す時間を

最小限にしましょう。また、休憩室等に同時に入る人数も減らすなど、支援員等同士の距離を保ち感染リスクを下げましょう。

(2) 手洗い・手指消毒をしましょう

手洗いのタイミングについては、6つのタイミング（2頁参照）に加え、食事（食器の片付けを含む）や休憩に入る前後にも実施しましょう。手袋を使用していた場合においても、外した後は必ず手洗いを行いましょ。

手洗いができない場合には手指消毒を行いましょ。なお、手が濡れているとアルコール等の濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しましょ。

(3) 支援員等が共有する物品の消毒をしましょ

マスク着用や手洗い・手指消毒が徹底されていることが前提となりますが、受話器やパソコン、冷蔵庫など、支援員等で共有する物品について、アルコール等による消毒の徹底をお願いします。使用の頻度、感染の危険性に応じてアルコール等により消毒を実施してください。

※アルコールタイプのウェットティッシュは、時間の経過によりアルコール濃度が希薄になるため、アルコール系消毒液をその都度ペーパータオルなどに付けて拭き取ることが望ましいです。

(参考) 共有物の使用頻度及び危険性による消毒頻度の目安



※接触後飲食を伴う物品や飛沫物が口に近づく可能性の高い物品は危険性が高くなります。

(4) 放課後児童クラブの運営主体の責任者等（以下、「責任者等」という。）は、次のとおり支援員等の健康状況の把握・管理を徹底しましょ

- ・出勤前の検温を徹底させ、体調不良等がないか確認しましょ。
- ・体調不良等の場合は、自宅待機、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談させましょ。
- ・自宅待機後の支援員等の出勤については、一時的に体調が落ち着く場合もありますが、解熱し症状軽快後24時間以上経過するなど必ず体調がよくなったのを確認した上で出勤させましょ。
- ・支援員等が、やむを得ず、県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族親しい人以外との会食など感染リスクが高い行動を行う場合に備えて、あらかじめルールを定めておきましょ。（例えば、帰ってきた日の翌日から起算して2週間の自宅待機期間を設けるなど）
- ・感染拡大防止の観点からも、支援員等同士がフォローし合える関係性を作り、支援員等の体調管理ができる環境を整えておきましょ。

(5) 支援員等は、次のとおり体調管理を徹底しましょ

- ・県境をまたぐ移動や人が密集する場所に行ったり、家族親しい人以外との会食をしたりなど、感染リスクが高い行動を控えましょ。

- ・体調不良等の場合には、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談しましょう。
- ・体調不良等の場合には、責任者等に対して症状を伝え、出勤を控えましょう。

(6) その他注意すべき事項

- ・体調が悪くなった児童を休養させる場合は、別室で行うこととし、体調不良児の対応中であることが分かるよう表示するなど、入室する職員を最小限にしましょう。また、対応する支援員等はフェイスシールドやガウン、体調不良児には使い捨てのシーツ等を使用しましょう。
- ・トイレの床は重要な汚染源です。トイレ用のスリッパは、下駄箱等に置く形式ではなく、床置きにするなど、手で触れる機会を減らすように注意しましょう。

8 鳥取県版 新型コロナ警報及び放課後児童クラブにおける感染予防等の取組例

令和2年6月1日から鳥取県版新型コロナ警報の運用が始まりました。県内での新規陽性患者数等によって、注意報、警報、特別警報が発令されます。

放課後児童クラブにおいては原則開所となりますが、鳥取県版新型コロナ警報の発令状況に合わせた放課後児童クラブにおける取組の目安を下表に記載しておりますので各地域の発令段階における感染予防の取組の参考にしてください。

活動例	注意報	警報	特別警報
換気	○常時換気を推奨(換気設備は常時運転、換気設備がない場合は対角2方向の窓等を開ける) ※常時換気が難しい場合でも30分に1回以上換気		
手洗い	○手洗いは流水30秒を励行(手指消毒は必要な場面で実施)		
マスク	○マスクの着用は100%を目指しましょう ※気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合を除く ※マスクは清潔なものであること		
受入れ・お迎え	○施設内への立ち入り人数の最少化 ○保護者の送迎時等のマスクの着用や手指消毒の協力依頼	○施設外もしくは玄関口での受入れとお迎えを推奨(玄関口等で密集とならないよう配慮)	
送迎バス	○可能な限り距離をあけることが重要(例:1席空けて座るなど) ○対角線の窓をあけるなどの換気 ○運行前後に消毒	○会話は可能な限り控える	
プール	○遊離残留塩素濃度を適切に管理し実施 ○子どもが密集しないよう工夫する ○タオル、備品の共有はしない	○原則、実施を控える ○必要なプール活動については、密集の回避などの感染対策を徹底した上で最少回数を実施。	○実施を控える
活動	○屋外活動の推奨 ○感染防止に配慮した屋内活動 ・調理活動を実施しない	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の距離を保てる活動の工夫	○感染防止に配慮した屋内活動 ・子ども同士の間隔は1m以上をあける ・1日を同じ人たちで過ごす
食事	○1m以上距離をあけることが重要 ○1m確保できない場合は次のとおり ・食事時間を交代制 ・教室形式 ・パーティション等を設置 ○食事前後の消毒	○会話は可能な限り控える ○可能であれば支援員等は子どもとは別に食事をとる方が望ましい。 (子どもと一緒に食べる場合でもマスクを外す時間を最小限にしましょう)	
歯磨き	○1m以上距離をあけることが重要(例:蛇口一つ分空けて歯磨きすることや時間帯を分けるなど) ○歯磨き後の手洗い場等の清掃・消毒(歯磨き中に水を流し続けることも効果的)		
午睡	○可能な限り距離をあけることが重要 ○布団干しは裏表両方 ○枕は飛沫物が付着しやすいので要留意	○隣の子どもの口元を1m以上離す	
遊具	○消毒できないものは3日程度間隔を空けて使用	○布製遊具は控える ○その他の遊具はこまめに洗浄もしくは消毒	○布製遊具は控える ○利用児童が少ない場合には出来る限り個別でおもちゃを使用
環境衛生	高頻度接触部位※は1日1回以上消毒を行う		

※高頻度接触部位とは、人がよく触れるドアノブや電気のスイッチ、ロッカーやベン、子どもが使用している机や椅子、階段の手すり、トイレの水洗レバー、エレベーターのボタンなどが含まれます。

9 家庭への働きかけ

(1) 放課後児童クラブでの取組を伝える

子どもの新型コロナウイルス感染症への感染は、大人から感染するケースがほとんどです。適切な手洗い等の感染症対策を大人と子どもが同じ方法で身につけていくことが大切です。各放課後児童クラブでの取組を保護者にも伝えてください。

(2) 体調不良等の場合の自宅監護の要請等

利用児童に体調不良等がある場合は、当該児童の命を守るため、また感染を拡げないために、自宅での監護を要請し、かかりつけ医又は受診相談センターへ相談するよう促してください。

また、保護者の理解が得られるよう事前に各家庭へ協力をお願いするなど、丁寧な対応をお願いします。

(3) 人権配慮の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染がおりうる可能性がある病気です。各放課後児童クラブにおかれましては、保護者の皆様に県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報等に惑わされることなく、感染者の人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう呼びかけに御協力をお願いします。

作 成 令和3年8月5日
第一次改訂 令和3年8月16日
第二次改訂 令和3年9月24日

◇物品・場所等への消毒方法

物品・場所等	普段の洗浄等の方法	消毒する場合の方法
糞便や嘔吐物が付着した床、衣類等の浸け置き	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒
食器等の浸け置き、トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.02～0.05%）で消毒
布類	定期的に洗濯。 陽に干す（週 1 回程度）。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.05%）に十分浸し、水洗いする。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
図書	— ※洗浄できないため、3 日程度開けてローテーションで使用する。 （消毒可能な場合は 2 日程度）	・表面がコーティング等されており消毒可能な場合は、消毒用エタノールで表面を拭く。
絨毯、カーペット、畳	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒 ※しっとり湿る程度吹き付ける。また、吸引しないよう留意すること。
洗えるもの	定期的に流水で洗い、陽に干す。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.1%）に浸し、陽に干す。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	定期的に湯拭き又は陽に干す。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.05～0.1%）で拭き取り、陽に干す。

※次亜塩素酸ナトリウムを濃度 0.02%で作成する場合は、時間とともに濃度が下がるためすぐに使用してください。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

参 考 资 料

◆保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）厚生労働省

＜消毒薬の種類と用途＞

保育所において消毒に使用される消毒薬の種類と用途については表3を参照すること。

表3 消毒薬の種類と用途

薬品名	塩素系消毒薬 (次亜塩素酸ナトリウム等)	第4級アンモニウム塩 (塩化ベンザルコニウム 等) ※逆性石けん又は陽イ オン界面活性剤ともいう。	アルコール類 (消毒用エタノール等)
消毒を する 場所・ もの	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具 (調理器具、歯ブラシ、哺 乳瓶等) 室内環境 (トイレの便座、 ドアノブ等) 衣類、シーツ類、遊具等 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 室内環境、家具等 (浴槽、 沐浴槽、トイレのドアノ ブ等) 用具類 (足浴バケツ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 遊具 室内環境、家具等 (便 座、トイレのドアノブ 等)
消毒の 濃度	<ul style="list-style-type: none"> 0.02% (200ppm) ~0.1% (1,000ppm) 液での拭き取り や浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 0.1% (1,000ppm) 液で の拭き取り 食器の漬け置き: 0.02% (200ppm) 液 	<ul style="list-style-type: none"> 原液 (製品濃度70~80% の場合)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質 (トイレ用洗剤等) と混合すると有毒な塩素ガ スが発生するので注意す る。 金属腐食性が強く、錆びが 発生しやすいので、金属に は使えない。 汚れ (有機物) で消毒効果 が低下する。このため、嘔吐 物等を十分拭き取った後に 消毒する。また、哺乳瓶は 十分な洗浄後に消毒を行 う。 脱色 (漂白) 作用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 経口毒性が高いので誤飲 に注意する。 一般の石けんと同時に 使うと効果がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 刺激性があるので、傷 や手荒れがある手指に は用いない。 引火性に注意する。 ゴム製品、合成樹脂等 は、変質するので長時 間浸さない。 手洗い後、アルコール を含ませた脱脂綿やウ エットティッシュで拭 き自然乾燥させる。
有効な 病原体	全ての微生物 (ノロウイルス、ロタウイル ス等)	一般細菌 (MRSA等)、 真菌	一般細菌 (MRSA等)、 結核菌、真菌、ウイルス (HIVを含む。) 等
消毒薬 が効き にくい 病原体		結核菌、大部分のウイルス 等	ノロウイルス、ロタウイ ルス等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 直射日光の当たらない涼し いところに保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 希釈液は毎日作りかえ る。 	

※ 通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。ただし、糞便や嘔吐物、血液を拭き取る場合等については、消毒用エタノール等を用いて消毒を行うことは適当でなく、次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

◆新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使った消毒について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。

https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

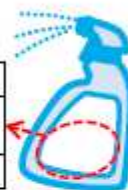
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

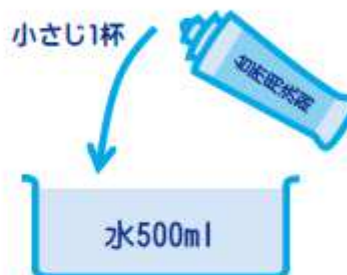
「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合は？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。
（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

（経済産業省：<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>）

※次亜塩素酸水を使用してモノの消毒される場合においては、国で示されているとおり、濃度、方法、使用期限、保管方法等に注意して適切に実施してください。

◆2021年9月14日 特措法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第104回)資料

子ども達をコロナから守りましょう

子どもへの感染が拡大しています。
 小さな子どもでも、正しく対策がとれるよう、**わかりやすい感染対策の呼びかけの工夫**をお願いします。

【子どもへの感染対策の呼びかけ例】

(マスク着用)



マスクは“鼻”を
かくして!

(手洗い)



ご飯の前、学校・家
に入るときは、
必ず手洗い!

(食事中)



食べるときは
おしゃべり無し!

(道具の貸し借り)



道具の貸し借りは
しない!

体調悪ければ無理をしないで!

発熱、せきなどの**風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!**

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です
 遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも症状がある場合は、**無理に登校・出勤をせず、**
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう

職場も出勤前の**体調確認**、症状がある場合の
出勤自粛など、従業員への呼びかけを

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



**発熱等の症状が
出たときの相談先**

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15
 (ファクシミリ) 0857-50-1033
 (東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間
 (中部地区) ☎ 0858-23-3135
 (西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

◆鳥取県版 新型コロナ警報及び活動制限・医療強化等（令和3年8月13日改訂）

区分		注意報	警報	特別警報
指標	①新規陽性患者数	東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週	東部3人/週、中部2人/週、西部3人/週	
	②現時点確保病床稼働率	-	圏域ごとに稼働率15%超	圏域ごとに稼働率50%超
	③入院率(入院者数/療養者数)	-	圏域ごとに40%未満	圏域ごとに25%未満
運用	発令	圏域単位で発令		
	発令期間	始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日	始期:①かつ②または③が基準に達した日 終期:①②がいずれかが基準を下回った日	始期:②または③が基準に達した日 終期:②がいずれかが基準を下回った日
	解除	①の基準を下回った日の翌日	①②③がいずれも基準を下回った日の翌日 (注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)	②の基準を下回るとともに、③の基準を上回った日の翌日 (警報の要件を満たしている場合はそちらに移行)
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請
	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター 応援職員を派遣 等	
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	県クラスター 対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター 対策条例による要請、特措法第45条も発動 等

<引用・参考文献>

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」文部科学省
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第2版（2020.10.10）」全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会
(<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2020/10/10/2210/>)
- ・「新型コロナウイルス感染症について（第三報）～現在の状況から～」国立感染症研究所
- ・「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)
- ・「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」経済産業省及びNITE作成
(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年10月2日改訂）」国立感染症研究所
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/9310-2019-ncov-1.html>)
- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）等会議資料（令和3年9月14日）
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/289708.htm>)